

総務課
〒47-2112
役場2階 窓口10番

選挙人名簿登録者の縦覧
平成22年3月1日現在
で、新たに選挙人となる方
を、3月2日選挙人名簿に
登録します。
新規登録者の氏名などを
記載した名簿を、3月3日
(水)から3月7日(日)までの5
日間、総務課の窓口で自由
に閲覧できます。(土曜日、
日曜日は、管理人室で閲覧
できます)

企画財政課
〒47-2115
役場2階 窓口12番

通院バス運賃補助の
対象範囲が広がります
昨年4月からスタートし

情報案内

役場開庁時間 8:30 ~ 17:30
(土・日・祝日除く)

た「通院バス運賃補助」の
対象となる1か月の利用回
数が、今年の4月より、「5
回」から「3回」に緩和さ
れ、利用しやすくなります。
この補助制度は、北見バ
スの「ICバスカード」を
利用(普通運賃に限りません)
して通院した場合の運賃の
一部を補助するもので、申
請する場合は病院の領収書
が必要となります。
○問合せ 企画財政課
総合福祉センター 窓口7番
〒47-5555

福祉保健課
〒47-5555
総合福祉センター 窓口7番

子宮がん検診を実施
医療機関での乳がん
子宮がん検診は、乳がん(視
触診のみ)・子宮がん検診を
受けることができます。
○実施期間 3月31日まで
○対象
乳がん検診(平成22年3
月31日までに30歳以上
なる女性)
子宮がん検診(平成22年
3月31日までに20歳以上
なる女性)
○申込み 福祉保健課健康
増進係窓口で受診券を発
行しますので、随時申し
込みしてください
○自己負担金

乳がん検診1,000円
子宮がん検診 2,000円
(受診券発行時にお支払
いください)
女性特有のがん検診は
もうお済みですか?
日本のがん検診受診率を
50%に上げることが目標と
して、国の経済対策として
女性特有のがん検診推進事
業を実施しています。これ
は、ある一定年齢の方に対
し、子宮頸部がん検診もし
くは乳がん検診の無料ク
ポン券を、9月に配布して
います。
各がん検診は、指定され
た医療機関で受診するこ
とができます。クーポン券の
使用期限は、3月31日ま
どなっていますので、検診
がお済みでない方は、ぜひ
受診してください。
○問合せ
福祉保健課健康増進係
訪問リハビリ支援

町では病気や事故による
後遺症やまひ、ひざ関節症
や腰痛、高齢による足腰の
筋力低下などがみられ日常
生活に支障のある方、また
身体症状の悪化を防ぐこと
を希望される方を対象に、
作業療法士による訪問リハ
ビリ支援を行います。(障が
いの程度は問いません)
訪問リハビリ支援では、
作業療法士から自宅でのリ
ハビリの方法や身体状況に
合わせた住宅改修などのア
ドバイスを行います。
○とき 4月20日(火)
○ところ 希望される場所
(〇)自宅・総合福祉センタ
ーなど)
○定員 4~5人
○スタッフ 作業療法士
(北見赤十字病院)、保健
師
○料金 無料
○申込み 3月29日(月)まで
に福祉保健課高齢者支援
係へ
国保の保険証を3月中旬に
郵送で一斉更新します
現在、使われています国
民健康保険(国保)の保険
証の有効期限は、平成22年
3月31日までとなっています
ので、3月中旬に新しい保
険証に更新します。
新しい保険証は、簡易書
留郵便で世帯の皆さんの分
を、まとめて3月中旬に郵送
しますので、確認の上、大
切に保管してください。

のらしの インフォメーション

なお、修学のため家族と
離れて訓子府町以外の市区
町村に住む場合は、在学証
明書が必要です。福祉保
健課まで提出願います。
ただし、過去に在学証明

書を提出されたことのある
方は、提出の必要はあ
りません。
国保高齢受給者証の
一部更新(70歳~74歳)
70歳から74歳までの国民
健康保険(国保)の前期高
齢者の方の医療費窓口負担
が、平成23年3月までは1
割に据え置かれます。
このため、現在お使いの
受給者証の4月以降の自己
負担額が「2割」になって
いる方を対象に、「1割」
に変更した受給者証を3月
中に郵送します。すでに3
割負担されている方は除き

ます。
※平成22年4月から自己負
担割合が2割負担になる
ものを1割負担に据え置
くものです。
教育委員会管理課
〒47-2122
役場2階 窓口14番

奨学資金を貸し付け
平成22年度に学校に入学
または在学している方を対
象に、奨学資金の貸し付け
を行います。
■貸付金利 無利子
■償還期間 貸し付け終了
後、1年間据え置きし、
貸し付けを受けた期間内

専修学校	2万5,000円
高等課程 専門課程	1万円
短期大学・大学	0円
3月31日(水)までに教育委 員会管理課へ	0円
貸付金額(月額)	
○高等学校	1万円
○高等専門学校	1万円
1~3学年	1万円
4~5学年	2万5,000円
○専修学校	2万5,000円
○高等課程 専門課程	1万円
○短期大学・大学	0円
3月31日(水)までに教育委 員会管理課へ	0円

町道民税の申告は3月15日まで

所得が少ないために、所得税の申告をしない
方でも、町道民税の申告が必要です。
給与所得の方は、給与源泉徴収票や生命保
険料、損害保険料、医療費などの領収書と印
鑑、事業所得の方は、売り上げや必要経費な
どの分かる書類を持参し、3月15日(月)まで
に町民課町民税係(〒47-2193 役場1階 窓口
1番)へお越しください。

ただし、給与所得者で年末調整をした方や
所得税の確定申告をした方は、町道民税の申
告は必要ありません。

所得税の申告はお早めに

平成21年分の所得税・贈与税の申告の相
談および申告書の受け付けは、3月15日(月)、
消費税および地方消費税(個人事業者)の確
定申告の相談および申告書の受け付けは3
月31日(水)までです。

消費税の申告義務のある方は、平成21年
分の課税売上高が1,000万円以下でも申告
は必要です。

確定申告書などは、前年の「確定申告書の
控え」や「確定申告の手引き」を参考に、自
分で作成し、早めに提出(郵送も可)してく
ださい。

○問合せ 北見税務署(〒23-7151)

3月は道税の滞納処分強化月間

3月は、「滞納処分強化月間」です。自動
車税・個人事業税・不動産取得税など、すべ
ての道税の滞納整理に努め、給与や銀行預金
などの差し押さえを行います。

まだ納税されていない方は、至急納めてく
ださい。

○問合せ 北見道税事務所(〒25-8681)

水道の使用開始・中止の届け出を

営農用などを目的に散水栓を設置されている
方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負
担していただいています。

○問合せ 水道課業務係(〒47-2118 役場1階 窓口5番)

使用開始および使用中止に当たっては、あら
かじめ町に届け出が必要です。直接役場水道課
で手続きを行うか、電話での手続きも受けてい
ますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行っ
てください。

公民館の利用申請は3か月前から

公民館の利用申請受け付けは3か月前からです。
(例:4月1日に申し込みができるのは7月31日まで)
公民館で行事などを行う場合は、早めに公民館までご連
絡ください。

公民館(〒47-2121)

子ども映画会

- とき 3月5日(金)
①14時15分 ②15時
- ところ 図書館研修室
- 内容 「オズの魔法使い
きこりは王様」
「ノッポとチビの冒険」

図書館(〒47-2700)